労務ネットニュース(令和2年9月発行)

# Labor-management.net News

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岡正俊が解決!



### **Vol.76**

弁護士 岡 正俊 杜若経営法律事務所

### ★常務執行役員から部長にしたことが有効とされた裁判例

今回のニュースレターは、常務執行 役員を務めていた原告を部長にしたこ とが有効とされた裁判例(東京地裁 R2.8.28 判決)をご紹介致します。

#### 1. 事案の概要

本件は、被告において常務執行役員 を務めていた原告が、被告から、部長に 降格をさせられるなど降格・降級を受 け、これに伴い賃金を減額されたが、そ の降格・降級は無効であるなどと主張 して、地位確認等を求めた事案です(一 部事案を簡略化しています)。

#### 2. 前提事実

裁判所が認定した前提事実は以下のとおりです。

被告は、味噌の醸造・販売および加工 食品の製造販売等を業とする株式会社 です。

原告は、昭和60年4月1日、被告との間で期間の定めのない労働契約を締結し、以後、被告において、支店長代理、支店長を歴任し、平成29年4月1日当時には、被告において、マーケティング部市場開拓室長(常務執行役員)の地位にありました。

同年6月1日、被告は、原告の基本 給を6等級月額34万1000円とし、役 職を部長とし、役職手当11万円を支給 することとしました (本件措置)。

#### 3. 争点および当事者の主張

本件では本件措置の効力が争点となりました。

被告は、就業規則において執行役員については別に定めると規定しており、別に定めた規程として執行役員規程があり、原告はその適用を受けることになりので、これにより定められた報酬を受けることになり(当初100万円、その後120万円まで増額)、同規程に定められた1年の任期満了により、原告は執行役員の地位を失うことになりであり、以降、一般の従業員として就業規則の適用を受け、給与規程に基づく給与を受けることになったと主張しました。

一方原告は、支店長としての能力を 高く評価されて執行役員になったので あり、執行役員になっても職務内容は 支店長としてのもので変わりない、契 約条件の変更について特段説明を受け ていない、執行役員のときも賃金明細 上基本給、職能給として給与の支払い を受け続けていた、部長になってもし ばらく執行役員のときと同じ賃金を受けており、減額されたのは部長になっ てから1か月後である、本件措置は、 原告の同意なく労働契約内容を変更す

## Labor-management.net News Vol.76

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岡正俊が解決!

るものであり、人事権の濫用にあたり 無効であると主張しました。

#### 4. 裁判所の判断

裁判所は以下のように判断し、本件 措置を有効としました。

「執行役員規程が執行役員の待遇に ついて別途の規程を置いているのは、 豊かな業務経験を有し、優れた経営感 覚の下、高い識見をもって職務に当た ることが期待されている被告の執行役 員として選任された被告従業員に対し、 その任期中、役付の有無に応じ、その責 任等に応じた特別待遇をもって報いる 趣旨のものと解せられるところである から、かかる規程の趣旨に鑑みれば、同 規程は、執行役員から退任した従業員 に対して退任後も同様の労働条件を もって保障することを含意する趣旨の ものとは解せられず、あくまで執行役 員在任中における特別待遇を保障する 趣旨のものと解するのが相当である。

そうであるとすれば、執行役員の地位にある者が執行役員を退任した場合には、執行役員在任中になされた特別待遇も退任に伴い終了し、執行役員就任時における旧来の労働条件に復することとなるとみるのが、これら規程の趣旨に叶うところであって、そのように解するのが相当である。」

#### 5. 本件のまとめ

本件の裁判所の判断は当然といえば 当然であり、妥当な結論であると思い ますが、一歩間違えると異なる結論に なる可能性もあると思います。そこで 以下の点に注意する必要があると思い ます。

①主として大企業において執行役員を設けている会社は相当数あると思いますが、取締役とは異なり、法律上の根拠のある地位ではなく各社において定めるものであり、委任契約ではなく雇用契約であり、執行役員に就任する際に雇用契約を解消するものでもないため、その点注意が必要だと思います。

②本件は執行役員規程があり、執行役員の任期が定められていたことが大きいと思います。例えば役割等級制度の等級の一つとして執行役員が位置付けられているにすぎない場合、執行役員から部長になることは任期満了ではなく降格・降級と判断されてしまうこともあり得ると思います。

③労働者を期間あり・期限付きで処 遇する場合(主に労働条件を上げる場 合)に、労働者と合意する際には、期間 あり・期限付きであること、およびその 後の労働条件を含めて合意すべきであ ると思います。労働条件を上げる合意 は問題なくできるでしょうが、労働条 件を下げる合意を後でするのは困難な 場合もあり、「聞いていない」とトラブ ルになる可能性があります。